

高等学校等就学支援金・授業料について

入学時に手続きされた高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」)の受給資格認定申請の **審査結果** (令和6年4月～6月分)と **申請** (令和6年7月～令和7年6月分)について、お知らせいたします。

不認定となった方・申請しなかった方も含めて、もれなく**全員7月11日(木)までに『e-Shien』上での操作が必要**となっておりますので、2枚目の手続きフローチャートに従って手続きをお願いいたします。

◇『e-Shien』システムログイン方法

高等学校等就学支援金オンライン申請システム『e-Shien』

<https://www.e-shien.mext.go.jp/>



※←QRコードを読み込むか
URLを直接入力してください。

※ログインID・パスワードは入学時にお渡しした「ログインID通知書」に記載しています。紛失等でお手元に無い場合は、再発行いたしますので

事務室(☎011-761-6111)へ御連絡ください。マイナンバーの利用やオンラインでの申請ができない方も御連絡ください。

※操作方法等は、「申請者向け利用マニュアル」を御参照ください。(本校ホームページや文部科学省ホームページに掲載)

1 審査結果(令和6年4月～6月分)について

申請した方は、『e-Shien』システムにログインし、各自で審査結果を御確認いただき、下記を御覧ください。

(申請しなかった方は、2枚目のフローチャートのとおり手続きください。)

認定 となった方

認定・支給の内容は下記のとおりです。授業料を納付する必要はありません。

認定・支給の内容

- ① 認定期間 ・**令和6年4月～令和6年6月**(就学支援金の認定サイクルは「7月～翌年6月」が基本となっているため、令和6年7月以降は別途審査が必要です。)
- ② 支給予定額・29,700円(令和6年4～6月分 各9,900円)※各月の初日に在籍している場合に限る。
- ③ 支給方法 ・就学支援金支給者(北海道教育委員会)からあなたに支給される就学支援金は、学校設置者である札幌市が代理受領し、あなたが納めるべき授業料に充当します。
- ④ 留意事項 ・支給予定額は、支給対象期間における予定額であり、当該期間中の在籍状況により変更となる場合があります。この場合において、支給予定額が減額となるときは、所属する学校に変更前と変更後の差額に相当する授業料を納付しなければならないことがあります。また、高等学校等就学支援金の受給資格認定通知を複数受け取った場合には、支給手続きを再確認する必要がありますので、担当まで連絡してください。

不認定(所得制限) となった方

就学支援金を受け取ることができないので、授業料を納付していただく必要があります。不認定となった方については、別途御案内と「不認定通知書」、当該3か月分の「納付書」を郵送しておりますので、金融機関窓口にて納付していただきますようお願いいたします。また、令和6年7月分以降の申請意思の登録も行ってください。

2 令和6年7月分以降の申請について ★申請意思の有無にかかわらず、全員申請必要★

全員『e-Shien』システムにログイン(1枚目参照)し、下記のとおり各自手続きを行ってください。

《高等学校等就学支援金 手続きフローチャート》

令和6年7月以降の申請をしますか？

はい

(1) 認定 となった方

⇒ 「**継続届出**」を行ってください。

下記のとおり入学時の申請方法により、手順が異なります。

○「マイナポータル」を利用して申請した方

★マニュアル③継続届出 参照

前回同様、マイナポータルを利用し、自己情報を取得・登録してください。

○「個人番号」を入力した方

★マニュアル③継続届出 参照

「継続意向の希望有無」を登録してください。

※マイナポータルを利用する必要はありません。

※また、前回申請時より保護者等に変更(追加・削除・課税地の変更)のある方は、「**保護者等情報変更届**」もあわせて行ってください。

いいえ

★マニュアル②新規申請 参照

就学支援金の「受給意思が無い」ことを登録します。

⇒ 「**意向登録**」で「**申請しない**」を選択・登録。

※世帯年収約910万円が所得基準のめやす(世帯構成によって異なります)です。

※原則毎月末日、授業料(9,900円/月)を口座振替させていただきます。

※登録口座の変更を希望する場合は学校事務室まで御連絡ください。

※来年度も同時期に『e-Shien』上での手続きを行っていただく予定ですので、「ログインID通知書」は失くさぬよう保管をお願いいたします。

(2) 不認定 となった方

⇒ 「**受給資格認定申請**」を行ってください。

★マニュアル②新規申請編 参照

入学時と同様に、新規申請手続きをしていただきます。

4~6月分の授業料は「納付書」(同封)でお納めください。7月分以降の授業料は審査結果が出るまで口座振替は行いません。

(3) 辞退 していた方

⇒ 「**受給資格認定申請**」を行ってください。

★マニュアル②新規申請 参照

新規申請手続きをしていただきます。保護者の方全員のマイナンバーが分かる書類(マイナンバーカード、個人番号通知カード、住民票等)をお手元に御準備のうえ、登録してください。

※申請する方については審査結果が確定するまで授業料の口座振替は行いません。不認定となった場合、遡って7月分から授業料を納付していただく必要がありますので、御承知おきください。

手続(操作)締切

全員(申請しない方も)

7月11日(木)まで

御不明な点や御相談などありましたら
下記担当者まで御連絡ください。

【市立札幌新川高等学校 事務室

担当 栗栖(クリ) ☎011-761-6111】